

令和2年福島県産米精米袋用ラベルの取組

これまで、「ふくしまの恵み安全対策協議会」では、全量全袋検査済の県産米を使用したこと等が分かる「ラベル」を、精米袋等に貼付する取組を進めてきました。令和2年産米の検査は、全量全袋検査とモニタリング検査（抽出検査）に分かれますが、**精米袋用ラベルについては、全量全袋検査を実施した玄米のみが対象**となりますので注意してください。

◎ ラベル貼付の対象（下記のすべての要件を満たしている必要があります。）

- 原料玄米が令和2年福島県産米であること（農産物検査法に基づく証明を受けていること）
- 原料玄米が放射性物質の全量全袋検査を受け、検査済みラベルが貼付されていること
- 上記の玄米を100%使用してとう精し包装した精米袋、または小分けした玄米を包装した玄米袋であること

注意：令和2年度より全量全袋検査の対象区域は、田村市、南相馬市、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村及び川俣町（旧山木屋村）の12市町村となりました。

◎ ラベルの大きさ与设计

大きさは大、中、小の3種類があります。大、小については数に限りがございますのでご了承下さい。※以下のデザインはイメージであり、変更する場合があります。



◎ ラベル貼付にあたって守っていただくこと

- 別に定める「福島県産米精米袋用ラベル使用要領」の規定を遵守してください。
- ラベルの受払管理を行い、貼付が終了したら速やかに「精米袋用ラベル使用実績報告書」を提出してください。なお、令和3年4月以降も使用する予定がある場合は、令和3年3月31日（水）及び8月31日（火）まで、それぞれ3月、8月までの使用実績を提出してください。

◎ ラベルの申込方法

「使用申込書（兼宣誓書）」及び「使用計画書」の2つの書類をご提出ください。

※ 申込は随時受け付けています。

お問い合わせ先 ふくしまの恵み安全対策協議会事務局（福島県環境保全農業課内）

担当：寺内・斎藤

電話 024-521-8446 ファックス 024-521-7938

e-mail：kankyuhosen_nougyou@pref.fukushima.lg.jp